



新運輸第27号
新運整第26号
平成29年4月11日

一般貸切旅客自動車運送事業者 各位

新潟運輸支局長



一般貸切旅客自動車運送事業における運行管理者の
選任義務付け措置に関する取扱いについて

一般貸切旅客自動車運送事業における運行管理者の選任に関しては、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）により選任数等が定められているところですが、今般、「道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令」（平成28年11月15日国土交通省令第78号）の公布に伴い、運輸規則が別紙1のとおり一部改正されました。

これにより、施行期日である平成29年12月1日以降、事業用自動車の運行を管理する営業所ごとの運行管理者の必要選任数が引き上げられ、原則として営業所ごとに最低2名の運行管理者の選任が義務づけられたところです。

また、改正後の運輸規則第47条の9第1項の表第2号第4欄ただし書において、「当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数が4両以下であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認める場合には、一。」と例外的に運行管理者の最低選任数を1名とする営業所を別途指定することについては、別紙2のとおり公示されました。

つきましては、改正後の運輸規則に規定されている運行管理者の選任数等に関して、下記事項に留意し、遺漏なく対応されるようお願いいたします。

記

1. 施行期日までの間に公示に該当する営業所となる場合

施行期日までの間に公示の記1又は記3に該当する営業所となる場合は、新潟運輸支局輸送・監査部門に問合せの上、速やかに許可条件を付すための手続を行うこと。

2. 運行管理者の選任数が1名で運行管理者選任数を増加させる必要のある（運輸規則第47条の9第1項の表第2号第4欄ただし書の適用を受けない）営業所（以下、「運行管理者数不足営業所」という。）に該当する場合

①運行管理者数不足営業所については、施行期日までに運行管理者を追加選任する必要があるため、運行管理者資格者証保有者を雇い入れる、従業員等に運行管理者試験を受験させるなど必要な対応を行うこと。

②運行管理者試験に関しては、その受験資格として、基礎講習を修了している又は運行の管理に関する実務経験1年以上を有していることが必要であるため、従業員等に運行管理者試験を受験させる際には、受験資格が早期に具備されるよう手配するとともに、施行期日前の運行管理者試験（平成29年8月実施予定）の受験申込期限等に留意し期を逃すことなく受験させること。なお、当該試験の合格発表は平成29年9月に予定されていることから、運行管理者資格者証の交付申請については、運輸規則第48条の6第3項にて3か月以内とされている期限によらず、合格発表後速やかに新潟運輸支局検査整備保安部門に対し交付申請を行うこと。

3. 施行期日後、運行管理者数不足営業所への対応等について

施行期日後、上記1、2の対応が図られず、運行管理者数が不足となる営業所については、監査等を実施の上、厳正に対処することとなるので留意すること。

以上

(別紙1)

○ 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）（抄）

第四十七条の九 旅客自動車運送事業者は、次の表の第一欄に掲げる事業の種類に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる営業所ごとに同表の第三欄に掲げる種類の運行管理者資格者証（以下「資格者証」という。）を有する者の中から、同表の第四欄に掲げる数以上の運行管理者を選任しなければならない。

事業の種類	運行管理者の選任が必要な営業所	資格者証の種類	選任すべき運行管理者の数
二 一般貸切旅客自動車運送事業	事業用自動車十九両以下の運行を管理する営業所	旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	二。ただし、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数が四両以下であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認める場合には、一。
	事業用自動車二十両以上九十九両以下の運行を管理する営業所	旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を二十で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に一を加算して得た数
	事業用自動車百両以上の運行を管理する営業所	旅客自動車運送事業運行管理者資格者証	当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数から百を引いた数を三十で除した数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に六を加算して得た数



公示第1号

旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第1項の表第2号第4欄ただし書の「当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数が四両以下であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認める場合には、一。」について、下記のとおり定めたので公示する。

この取扱いは、平成29年12月1日から適用する。

平成29年4月6日

北陸信越運輸局長 江角 直樹



記

1. 当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数が四両以下であって、専ら会葬者の輸送を許可条件に付されている事業者の営業所
2. 当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数が四両以下であって、一般的に需要の少ないと認められる島しょ(他の地域と橋梁による連絡が不可能なもの。(佐渡島を除く。))の地域に存する営業所
3. 当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数が四両以下であって、専ら車椅子での乗降装置及び車椅子固定設備等特殊な装備を施した車両を用いた輸送を許可条件に付されている事業者の営業所